

「ずっと近くで、ガス機器サポートプラス」約款

1. 目的

北陸ガスの「ずっと近くで、ガス機器サポートプラス」は、お客さまに「ガス機器修理保証サービス及び買い替え特典」（以下「本サービス」といいます。）を提供することを目的とします。この約款は、本サービスに係るお客さまと当社との契約（以下「本契約」といいます。）の内容等を定めたものです。

2. 用語の定義

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

（１） 「主契約」…当社が定める次の①から⑮のうち、いずれかの約款にもとづく契約をいいます。

- ① 家庭用セントラルヒーティング契約＜湯とりプラン＞
- ② 家庭用セントラルヒーティング契約＜湯とりプラン＞（柏崎地区）
- ③ 家庭用セントラルヒーティング契約＜湯とりプラン＞（見附地区）
- ④ 家庭用空調契約＜おと空プラン＞
- ⑤ 家庭用空調契約＜おと空プラン＞（柏崎地区）
- ⑥ 家庭用空調契約＜おと空プラン＞（見附地区）
- ⑦ 家庭用コージェネレーションシステム契約＜湯～たるエコプラン＞
- ⑧ 家庭用コージェネレーションシステム契約＜湯～たるエコプラン＞（柏崎地区）
- ⑨ 家庭用コージェネレーションシステム契約＜湯～たるエコプラン＞（見附地区）
- ⑩ 湯かいプラン（柏崎地区）
- ⑪ 爽かいプラン（柏崎地区）
- ⑫ 軽かいプラン（柏崎地区）
- ⑬ 見附・中之島家庭用コージェネレーションシステム契約
- ⑭ 家庭用温水暖房契約（小千谷地区）
- ⑮ 小千谷家庭用コージェネレーションシステム契約

（２） その他の用語については、主契約に定める用語の定義のとおりといたします。

3. 適用条件

- （１） お客さまが２（１）の主契約を締結されている、または、新たに申し込まれた主契約を当社が承諾しており、本契約の内容に同意いただいていること。
- （２） 本契約成立時点において、７に定めるガス機器修理保証サービス対象機器（以下「保証対象機器」といいます。）が正常に作動している（エラー表示がでていない、水漏れをしていない、異音がしていない等）場合及び機器が周囲環境や給排気設備を含めて適切に設置されている場合。なお、保証対象機器が正常に作動していない場合及び適

切に設置されていない場合は、お客さまの負担で修理及び改善工事を行っていただいた後に適用いたします。

- (3) ガス料金のお支払い方法が、口座振替もしくはクレジットカード払いの場合。
- (4) 当社、北陸ガス認定ガスショップ等（以下「業務委託先」といいます。）が、本契約履行に必要な範囲で、お客さまの居住場所の敷地内及び建物内に立ち入ること並びに当社及び業務委託先に電気、ガス及び水を提供していただくことについて、いずれも承諾していただいている場合。
- (5) 当社及び業務委託先が、(1) から (4) を満たしているかどうか、訪問又は電話等の方法により確認させていただくことを承諾していただいている場合。

4. 契約の締結

- (1) 3 の適用条件を満たしているお客さまが、本契約に同意の上、当社所定の方法により当社に申し込んでいただき、当社がその申し込みを承諾したときに本契約は成立いたします。なお、本契約の適用開始日は、原則として、契約成立日以降、主契約の最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日といたします。
- (2) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

5. 本サービスの内容

本契約を締結されるお客さまは、7 から 9 に定めるガス機器修理保証サービス（以下「本修理保証サービス」といいます。）及び 10 に定める買い替え特典（以下「特典」といいます。）をご利用いただけます。ただし、13（2）の各号に該当する場合には、本サービスはご利用いただけません。

6. 本サービス利用料金

- (1) 当社は、本契約にご加入のお客さまに、下記の料金表に基づき、各月の本サービス利用料金を、原則として主契約の当月のガス料金と合算して、同一の支払期日、同一の支払方法でお支払いいただきます。ただし、当社のシステム登録の都合により、2 か月分の契約料金をまとめてお支払いいただく場合や当月のガス料金等のお支払いが発生しない場合、ガス料金と合算せずに単独でお支払いいただく場合があります。
なお、解約時の本サービス利用料金は、解約日が主契約の使用量の算定期間に 1 日以上属する場合は、当該検針期間の月額利用料金として全額お支払いいただきます。
- (2) 本サービス利用料金に課される消費税等相当額は、お客さまの負担とします。税法の改正により消費税等の税率改正や新税が施行されたときは、予告なく改正後の税率や

新税を適用し、請求させていただきます。

【本サービス料金表（税込金額）】

料 金	支払方法
2 2 0 円	月払い

※ガス小売契約箇所（ガスメーター）毎の料金となります。

7. ガス機器修理保証サービス対象機器

保証対象機器は、当社とガス小売契約を締結しているお客さまが、ガス小売契約のお申込み時に指定されたお客さま番号によって特定されるガスメーターで使用、かつ所有しており、以下の条件をすべて満たす都市ガス（13A）用家庭向けガス機器および温水暖房端末機器のみを対象とします。

- （1）当社が指定する国内製造者製であること。
- （2）日本ガス機器検査協会（JIA）の認証がある温水機器（給湯器、ふろ給湯器、給湯暖房用熱源機、暖房専用熱源機（温水機器はF E・F F・R F式が対象。ウォールインタイプ、ふろがま、湯沸器は除きます。））およびコンロ（テーブルコンロ、ビルトインコンロ）、衣類乾燥機、暖房機（F F暖房機、ファンヒーター、ストーブが対象。暖炉は除きます。）、温水暖房端末機器（移動型暖房放熱器、浴室暖房乾燥機が対象。床暖房マット、床暖房仕上材、固定型暖房放熱器、パネルヒーター、温水プラグ、温水コンセント、ユニットバス等の住宅設備および床材等の建材と一体型の温水暖房端末機器は除きます。）であること。保証対象機器に付属するリモコン等（当社の定めるものに限ります。）は、保証対象機器に含むものといたします。なお、業務用の用途に使用している機器、非安全型機器（安全装置を搭載していない機器で、開放型小型湯沸器、金網ストーブ、自然排気式ふろがま、自然排気式湯沸器をいいます。）、当社が部品を入手することができない機器、家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム（発電ユニット・貯湯ユニット）、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（発電ユニット・貯湯ユニット）、ガス住棟セントラル暖冷房給湯システム、ハイブリッド給湯・暖房システム、GHPおよび業務用機器並びにこれらの配管は、保証対象機器に含みません。

8. ガス機器修理保証サービス内容

- （1）当社は、保証対象機器が、設置から10年以内に故障が発生し、お客さまからその旨の連絡を受け付けた場合に、修理を行います。保証対象機器の設置起算の判定は、原則として設置年月日で行います。当該機器に関して製造者または販売者が発行する保証書類で設置年月日を確認できない場合は、保証対象機器本体のラベル（銘板）等の製造年月で行います（この場合、製造日は1日として取扱います。）。なお、判定ができない場合には、本修理保証サービスの対象外といたします。

- (2) 修理の受付および往訪は原則として、当社および業務委託先の営業時間内において実施します。ただし、日曜・祝日、年末年始等の休業日は、翌営業日以降のご対応となる場合がございます。また、作業状況や部品調達の状況等により、修理作業の完了までに日数を要する場合があります。
- (3) 往訪および修理に係る費用（以下「修理費」といいます。）は、出張料、技術料、消耗品を除く修理部品費を含むものとします。
- (4) 修理費の上限額は1回につき55,000円（税込み）とします。この上限額を超える場合、その超過分は、お客さまに別途お支払いいただきます。また、修理に要する費用が代替品を購入するよりも高くなるなど、経済的合理性がない場合の修理は行いません。
- (5) 本修理保証サービスは、回数の制限なくご利用いただけます。ただし、1修理に対して複数回の修理はいたしません。
- (6) 次の各号のいずれかに該当する場合は、本修理保証サービスの対象外といたします。
なお、機器の状態によって、お客さまの依頼に基づき、有償にて修理を行い、又は修理の仲介を行う場合があります。
- ① 本契約の適用開始から3か月以内に故障を受け付けた場合。
 - ② 当社がお客さまからの故障発生の連絡を受け付けた日が、保証対象機器の設置から10年を超えていた場合（設置起算の判定は（1）に定める通りとします）
 - ③ 直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた故障・不具合又は損傷の場合
- イ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ロ 保証対象機器の自然の消耗・さび・カビ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
- ハ 保証対象機器の年月日、時刻管理に関連する部品の故障・不具合に起因する保証対象機器の故障・不具合又は損傷
- ニ 取扱説明書の記載に反する使用等、お客さま、又は第三者の不注意、故意もしくは不適切な使用および維持・管理により生じた故障の修理
- ホ お客さまが当社の承認を得ずに保証対象機器を変更および改造、調整し、また当社指定の部品以外の部品を使用して生じた故障・不具合又は損傷
- ヘ 当社又は当社の指定する者以外の業者が保証対象機器を移設や修理を実施したことによる故障・不具合又は損傷
- ト 核燃料物質（使用済み核燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性又はこれらの特性による事故

- チ 火災、地震、水害、大雪、凍結、雷、風害、虫、その他天災地変ならびに公害やその他の外部要因による故障・不具合又は損傷
 - リ 破裂、爆発、外部から物体の落下・飛来・衝突もしくは、倒壊、水濡れ、保証対象機器の落下等の偶然かつ外来の事由
 - ヌ 消耗品により生じた故障・不具合又は損傷
 - ル 外観の瑕疵等、保証対象機器の機能および使用の際に影響のない故障・不具合又は損傷
 - ヲ メーカー指定外の燃料、使用電源（電圧）、暖房水（不凍液）の使用による故障・不具合又は損傷
 - ワ 施工上の問題に起因して生じた故障や、修理作業に危険が伴う場所、修理作業が困難な高所・狭所等に設置されている保証対象機器の故障・不具合又は損傷
 - カ 温泉水、井戸水、地下水等を給水したことに起因する故障・不具合又は損傷
 - ヨ イからカに掲げる修理により生じた二次的な故障の修理および当該修理を当社又は業務委託先以外が行った場合、その修理作業に起因した故障・不具合又は損傷
- ④ 保証対象機器のメーカーがリコールを行う場合、取替えを認めた場合又は無償で修理を行う場合
 - ⑤ 消耗品類（電池、五徳、焼き網、排気パネル、フィルター、不凍液等）や別売品等の交換作業
 - ⑥ 配管設備（暖房・追焚・給湯・給水）、エアコンドレン配管、冷媒配管、エアコン空気清浄フィルター、設置・施工等の部材類（給排気筒・排気筒・温水プラグ・温水コンセント類）、信号線、コンロトッププレート等の交換作業
 - ⑦ 保証対象機器故障時に一時貸出した製品に生じた故障・不具合又は損傷
 - ⑧ 熱量変更に伴う改造・調整にかかる費用
 - ⑨ 本修理保証サービス以外において無償修理の対象となる故障・不具合又は損傷
 - ⑩ 保証対象機器の調整又は清掃（当社が修理に必要と判断した調整又は清掃作業は除く。）に係る費用
 - ⑪ 保証対象機器の修理が本修理保証サービスの対象外と判明した場合で、それに関する費用
 - ⑫ 本契約適用期間外又はメーカー保証期間中に発生し、修理されなかった故障・不具合又は損傷
 - ⑬ 業務用に使用された場合又は一般家庭用電源以外（例えば業務用の長時間使用、車両・船舶への搭載など）に使用された場合の故障・不具合又は損傷
 - ⑭ 本修理保証サービス対象外の製品、部品、配管類等に起因する故障・不具合又は損傷
 - ⑮ その他老朽劣化、補修部品の保有期限超過後の欠品等、当社の責に帰さない事由に

よる修理不可能な故障や保証対象機器の保証書に記載する保証外事項の場合、その他当社が修理不能と判断した場合

- ⑩ 保証対象機器の設計標準使用期間の到達に伴い、実施すべき出張・点検作業（タイムスタンプ）

- （７）安全面の観点から当社が安全性を確保できないと判断した場合は、修理を行わない場合があります。

9. 免責事項

- （１）本修理保証サービスは、修理した箇所の不具合を完全に回復させることや修理の品質を保証するものではありません。
- （２）本修理保証サービスの利用に際し、過失等、当社および業務委託先以外の者の責めに帰すべき事由により生じた損害等について、当社および業務委託先は一切の責任を負いません。
- （３）経年劣化に伴う機器の破損等、当社および業務委託先の作業に起因しない損害等について、当社および業務委託先は一切の責任を負いません。

10. 買い替え特典

特典は、以下に定める内容とします。

- （１）特典の提供は、本契約の適用開始から３か月を超えた日から開始するものとします。
- （２）保証対象機器の買い替え時に特典を進呈いたします。
- （３）特典は、保証対象機器の買い替えの際、北陸ガス認定ガスショップから新たな機器を購入する場合であり、かつ所有されている買い替え保証対象機器と同等以上の機能を有し、又は同一の商品群に分類される場合にのみ適用されます。
- （４）特典の対象は、買い替え後の機器についてメーカー希望小売価格（税込み）が３００,０００円以上の場合には商品券２０,０００円相当、１００,０００円以上３００,０００円未満の場合には商品券１２,０００円相当、１００,０００円以下の場合には商品券５,０００円相当を進呈します。
- （５）商品券は工事完了後（あるいは設置完了後）に進呈します。
- （６）買い替え後の機器がオープン価格であった場合は、メーカー希望小売価格が明示されている同タイプ、同機能を有する機器を参考定価として適用します。
- （７）特典は、買い替えする保証対象機器１台につき１回限り適用されます。対象機種を複数機器へ分割して買い替えをされた場合は、１台分のみ適用となります。また、リモコン等の付属品、工事費、部材費、配達費、処分費は適用外といたします。
- （８）特典は、最初に買い替えのお申込みをいただいた月から３か月を経過する日が属する月の末日までに買い替えた機器の設置が完了したものが対象となります。なお、当社都合により上記期間が３か月を超える場合は、この限りではありません。

1 1. 譲渡禁止

本契約に基づくお客さまの一切の地位（本サポート契約の提供を受ける権利を含みます。）はお客さまの一身に専属するものとし、当社の同意のない限り、継承、譲渡、売買、担保に供する等の行為をすることはできないものとします。

1 2. 業務の委託

当社は、本契約に定める業務を円滑に進めるため、当社が承認した者に委託することができるものといたします。

1 3. 契約の変更又は解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合には、相互に契約を解約できるものといたします。
- (2) 当社は、次の各号に掲げる場合は、当社の申し出に基づき本契約を解約することができるものといたします。
 - ① 経済情勢の変動等により本サービスが提供困難となる事情が発生した場合。
 - ② 本契約および当社との他の契約（既に廃止又は解約しているものを含みます。）における債務を期日までに履行しない場合。
 - ③ 3の適用条件を満たさなくなった場合（転居、閉栓、開閉栓を伴うガス小売契約の名義変更、ガスメーターの破損又は滅失等があった場合を含みます。）。
 - ④ お客さまが保証対象機器の差押さえ、仮差押さえ、仮処分を受け、又は競売、租税滞納処分、破産、民事再生等の申立てを受けたとき、もしくは自ら破産、民事再生等の申立てを行った場合。
 - ⑤ 暴力的な要求行為があった場合。
 - ⑥ 法的な責任を超えた不当な要求行為があった場合。
 - ⑦ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は威力を用いる行為があった場合。
 - ⑧ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。
 - ⑨ ⑤から⑧に準ずる行為があった場合。
 - ⑩ その他本契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合。

1 4. 再加入の制限

当社と過去に本契約を締結し、当該契約が終了した場合、同一需要場所で本契約への再加入は原則できません。ただし、建物の改築等のための一時不使用による解約によって本契約が終了した場合、その他当社が認める場合はこの限りではありません。

15. 約款の変更・中止等

- (1) 当社は、消費税等の税率改正や新税の施行以外で当社が必要と判断した場合には、民法の規定に基づき、本約款を変更する旨、変更後の本約款及び変更の効力発生日を、あらかじめ当社ホームページに掲載する方法、書面による通知、その他当社が適当と認める方法でお知らせすることによって、本約款の内容を変更することができるものとします。この場合、本約款の内容及び本サービス利用料金等は変更後の約款によるものとします。なお、お客さまは、本約款の変更に異議がある場合は、本契約を解約することができます。
- (2) 当社は、経済情勢の変動もしくは本契約の提供が困難となる等の事情が発生した場合には、お客さまの承諾またはお客さまへの事前通知なく、本契約の内容を変更し、または本契約の全部もしくは一部の提供を中止または変更できるものとします。また、以下の場合には、本契約の提供を中止することができるものとします。
- ① 震災・火災・豪雨・洪水・津波・噴火・戦争・騒乱・労働争議。
 - ② システム障害・停電。

16. 規定外事項

本約款の各条項に疑義が生じた場合または本約款に定めのない事項については、その都度お客さまと当社で誠意をもって協議の上解決するものとします。

17. その他

本約款に定められていない事項については、主契約によるものとします。

18. 実施期日

本約款は、2025年9月30日より適用いたします。